

施策 4 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する

5年間の目標

認知症や障害のある方など判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整えます。

現状と課題

区では、認知症の症状のある方や障害のある方が増加していくことに伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加も見込まれています。支援が必要な方を早期に発見し、速やかに必要な支援に結び付けるため、関係者の支援体制の構築や適切な後見人が選任される仕組みづくりと、その中核となる機関の体制整備が重要です。

後見人に財産管理等を任せることへの不安や申立費用、後見人への報酬支払等の金銭的な負担から、成年後見制度を利用したくないと考える方もいます。制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、更なる制度の周知と啓発が必要です。

近年、後見人の選任において、親族の割合が減少し、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の割合が増加しています。成年後見制度へのニーズがますます高まる中、専門職がすべてを担うことは難しく、専門職以外の社会貢献型後見人や法人後見の活用が期待されています。

高齢化の進展により、成年後見制度の利用には至らないものの、判断能力に不安があり日常の金銭管理等に支援が必要な方も増加すると見込まれています。判断能力に不安がある方が、必要なサービスを利用し、適切に権利を行使できる仕組みを充実させることが重要です。

重点取組 1 成年後見制度の利用支援

介護保険などの保健福祉サービスを利用するには、事業者との契約などが必要となることがあります。そのため、判断能力が十分でない高齢者や障害のある方の権利を守り、誰もが適切なサービスを利用できるようにするため、成年後見制度の利用を促進する必要があります。

区は、成年後見制度の相談支援、関係者によるネットワークの構築、周知・啓発などをとおして、制度の利用が必要な方を支援につなげます。

(1) 中核機関の設置【新規】

国の成年後見制度利用促進基本計画に定められた「中核機関」とは、成年後見制度の周知・啓発、相談支援、関係者によるネットワークの構築など、成年後見制度の利用を促進するための中心的な役割を担う機関です。

練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」を、練馬区における成年後見制度の「中核機関」の運営主体とし、区は「ほっとサポートねりま」の運営を支援します。

(2) 地域で連携して支えるネットワークの構築【充実】

区では、「ほっとサポートねりま」が中心となって、弁護士、司法書士、社会福祉士、地域包括支援センターなど、専門職や関係機関が参加する、「成年後見ねりま地域ネットワーク会議」を開催し、関係者のネットワークづくりを進めています。

さらに身近な地域で関係者が連携して支援が必要な方を支える体制を構築するため、中核機関が中心となって、福祉事務所等の圏域ごとにネットワーク会議を開催し、対象者を適切な制度につなげたり、後見人候補者のマッチングなどを行います。

(3) 成年後見制度の周知・啓発【充実】

「ほっとサポートねりま」では、成年後見制度の周知・啓発や制度の利用を支援するため、啓発パンフレットの発行、一般相談や専門相談の実施、説明会や講演会の開催などを行うほか、地域に出向いて行う相談会の実施など相談活動を充実します。

また、ねりま区報や「ほっとサポートねりま」のホームページで、制度や区・練馬区社会福祉協議会が行う事業の内容を周知し、相談窓口につながりやすくします。

また、区民から相談を受ける地域包括支援センター等の職員が、社会貢献型後見人養成研修の一部を職員が受講することで、対応力の向上を図ります。

重点取組 2 法人後見や社会貢献型後見人等の活用推進

成年後見制度の利用を必要とする方が増加することが予測される中、だれもが安心して制度を利用できるよう、弁護士や司法書士等の専門職に加えて、後見人の担い手を増やす取組が必要です。

成年後見制度を利用する方が多様な選択を行えるよう、練馬区社会福祉協議会や関係機関との検討・協議を進め、法人後見の実施や社会貢献型後見人の活用に向けて体制を整備します。

(1) 社協等による法人後見の実施【新規】

後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるようにするため、練馬区社会福祉協議会において、新たに法人後見を開始します。

また、「ほっとサポートねりま」が、成年後見制度の利用促進を目的に活動している区内 NPO 法人等と定期的に情報共有や意見交換を行い、法人後見の実施を視野に入れて、当該法人の活動を支援します。

(2) 社会貢献型後見人等の養成と支援【充実】

区は、「ほっとサポートねりま」と協働して、後見業務を担う意欲のある区民が社会貢献型後見人として活動できるよう、養成研修を実施します。養成研修の実施に当たっては、受講しやすいカリキュラムや実務研修を取り入れるなどの工夫をし、研修内容を充実します。

区民が社会貢献型後見人として受任した後は、後見業務をバックアップするため、「ほっとサポートねりま」が後見監督業務を担います。

また、親族の方が安心して制度を利用できるよう、成年後見制度の利用申立てを行うときの支援や、個別相談、情報紙「ねりま後見人ネットだより」の発行などを行います。

重点取組 3 権利擁護に関連する支援事業の充実

成年後見制度の利用を促進することは重要ですが、判断能力が低下している高齢者や障害のある方すべてに成年後見が必要なわけではありません。個々の状況に応じて、適切な支援やサービスを利用できるよう、成年後見制度の利用に至る前の施策や事業を充実する必要があります。

(1) 地域福祉権利擁護事業等の実施【充実】

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)は、認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを選択し、円滑に利用するための手続きや日常的な金銭管理などを支援する事業です。

利用にあたっては、一人ひとりのニーズに応じた生活環境を整え、適切な支援計画を作成する必要があるため、圏域ごとのネットワーク会議や地域ケア会議などにより、事業を実施する「ほっとサポートねりま」と地域包括支援センターなど関係機関との連携をさらに進めます。また、利用者の判断能力が低下し、事業の継続的な利用が困難となった場合には成年後見制度へ移行するなど、より適切な支援につなげていきます。

さらに、判断能力が低下している高齢者や障害のある方の権利を守るために、成年後見制度の利用に至る前の支援策を充実します。(検討中)

(2) 生前の安否確認と死後の費用補償

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の在宅生活を支援するため、見守り事業や配食サービスと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

また、高齢者自身の将来不安および高齢者が賃貸住宅に入居するときの貸主の不安を解消するため、区内に在住する身寄りのない高齢者に対して、葬儀および家財処分に係る生前契約に要する費用の一部を補助する事業を充実します。(検討中)